

2014年9月19日 全12頁

金融庁、ジュニアNISA創設を要望

平成27年度税制改正要望①～金融庁（NISA関連）

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2014年8月29日、金融庁は「平成27年度税制改正要望項目」を発表した。本稿は金融庁の税制改正要望のうち、NISA関連について解説する。
- 金融庁は、0歳から19歳の未成年者が口座開設できるジュニアNISAの創設を要望している。主に、親や祖父母等から贈与を受けた資金を用い、親権者等が未成年者のために代理して運用を行うことが想定されている。ジュニアNISAの年間投資限度額は80万円までとしている。
- 金融庁は、(成人の)NISAについて、年間投資限度額を現行の100万円から120万円に引き上げることを要望している。毎月10万円×12カ月の毎月投資に利用しやすい金額とすることが想定されている。また、金融庁は、NISAの口座開設時の手続きの簡素化・迅速化も要望している。

[目次]

税制改正のスケジュール	2ページ
1. 金融庁の税制改正要望の解説	2ページ
(1) ジュニアNISAの創設	(2) 年間投資上限額の引き上げ
(3) NISA口座開設手続きの簡素化・迅速化（マイナンバーの利用）	
2. 要望が実現した場合、どのように活用されるか	5ページ
(1) フローの黒字で年間120万円（月10万円）の投資は可能か？	
(2) 既存のストック（預貯金等）を活用したNISA・ジュニアNISAへの資金拠出	
(3) ロールオーバーへの影響	(4) スイッチングへの影響
3. 要望実現後もなお残る課題	9ページ
(1) 制度の恒久化	(2) 損失発生時のフォロー（損益通算、スイッチング）
(3) 相続・贈与時のNISAでの引継ぎ	(4) 従業員持株会からの移管

税制改正のスケジュール

2014年8月29日、金融庁は「平成27年度税制改正要望項目」を発表した。

各省庁から寄せられた税制改正要望は財務省に取りまとめられ、ウェブサイトに一覧が掲載されている。

今後、秋から年末にかけて与党内の税制調査会を中心に、各省庁から寄せられた税制改正要望、および消費税の軽減税率導入にかかる議論が行われる。例年通りのスケジュールであれば、12月中旬ごろに、「平成27年度税制改正大綱」が公表され、来年度の税制改正の大枠が固まることになる。

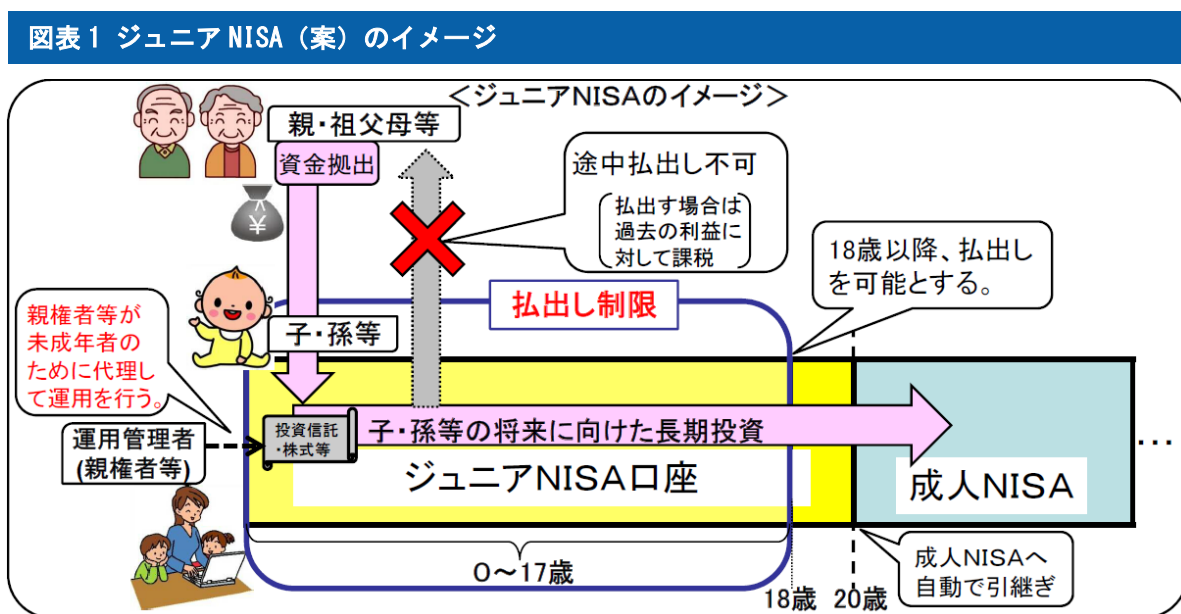
その後、2015年の通常国会に大綱をもとにした税制改正法案が国会に提出され、年度内に法案成立となる見込みである。現在は、衆議院・参議院ともに与党が過半数を占めているため、「平成27年度税制改正大綱」に記載された内容はほぼそのまま実施されるものと考えてよいだろう。

1. 金融庁の税制改正要望の解説

(1) ジュニアNISAの創設

金融庁は、「若年層への投資のすそ野を拡大し、『家計の安定的な資産形成の支援』及び『経済成長に必要な成長資金の供給拡大』の両立を図る」ためジュニアNISAの創設を要望している。

現行のNISA（以下、成人NISA）の口座を開設できるのは20歳以上の居住者である。これに対し、金融庁要望のジュニアNISAでは、0歳から19歳までの未成年者の口座開設を可能とし、親や祖父母等から贈与を受けた資金を所得税非課税で運用できる案としている。



(出所) 金融庁「平成27年度税制改正要望項目」(平成26年8月)

金融庁は、ジュニア NISA の創設により期待される効果として、「若年層への投資のすそ野の拡大」、「高齢者に偏在する膨大な金融資産を成長資金へと動かす契機に」、「長期投資の促進」の3つを掲げている。

具体的なスキームの概要は、次の図表 2 の通りとしている。

図表 2 ジュニア NISA（案）の概要

項目	摘要
制度を利用可能な者	0歳～19歳の居住者等
年間投資上限額	80万円
非課税対象	上場株式、公募株式投信等（※成人NISAに準ずる）
投資可能期間	平成35年まで（※成人NISAに準ずる）
非課税期間	投資した年から最長5年間（※成人NISAに準ずる）
運用管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、親権者等が未成年者のために代理して運用を行う ・ 18歳まで払出し制限を課す ※ 災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しを可能とする

（出所）金融庁「平成 27 年度税制改正要望項目」（平成 26 年 8 月）

年間投資上限額が 80 万円と成人 NISA より低めに設定されていること¹、18 歳まで払い出し制限を課すこと、原則として親権者等が未成年者のために代理して運用を行うことが主なジュニア NISA（案）の特徴である。

非課税対象、投資可能期間、非課税期間については成人 NISA に準じた制度設計としている。

18 歳に払い出し制限を解除するのは、ジュニア NISA（案）で形成した資産を大学進学の際の学費に充てることも可能にするためである。また、20 歳になるまでジュニア NISA（案）に資産を残していた場合、成人 NISA に自動で引継ぎ、継続して投資を行えることも想定されている。

英国においても成人用の ISA の他に 18 歳までを対象としたジュニア ISA という制度があり²、金融庁が要望するジュニア NISA（案）はこれに倣ったものである。

¹ 金融庁は、大人の NISA の年間投資限度額については、現行の 100 万円から 120 万円に引上げることを要望している（後述する）。

² 英国の ISA についての説明は、拙稿「英国 ISA の大幅拡充と日本の NISA の展望」（2014 年 4 月 24 日公表）を参照。 http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140424_008470.html

◆NISA 制度終了後の問題

なお、現行のNISAの投資可能期間は2023年まで、非課税期間も最長でも2027年には終了することとなっている。このため、ジュニアNISA（案）の制度開始時に0歳で贈与を受けた子などは、18歳または20歳に達しないまま（成人）NISAの制度が終了してしまうこととなる。

これについては、（成人）NISAそのものを恒久化することによりクリアすることも考えられるが、平成27年度の金融庁の税制改正要望では（成人）NISAの恒久化は要望されていないため、まずは、NISAの投資可能期間・非課税期間が終了することを前提にした制度設計が検討されるものと考えられる。

（2）年間投資上限額の引き上げ

金融庁は、（成人）NISAの年間投資上限額を「毎月の定額投資に適した金額」として、現行の100万円から120万円に引き上げることを要望している。

NISAは、家計の中長期的な資産形成を後押しする制度として位置付けられており、金融庁は、証券会社等に対して、NISAを利用する顧客に対して「例えば、一定期間に分割して投資することにより時間的な分散投資効果が得られる定額積立サービスの提供」を行っているかを「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」において盛り込んでいる。

実際に、NISAを取り扱っている証券会社や都市銀行、主要な地方銀行などのほとんどは定額積立サービスを提供している。

英国においても、定額投資を行いやすいよう、ISAの年間拠出限度額を12で割り切れる金額に設定してきた経緯もあり、金融庁は「毎月10万円×12ヵ月」の積み立て投資を想定し、年間投資限度額を120万円とすることを要望している。

（3）NISA口座開設手続きの簡素化・迅速化（マイナンバーの利用）

金融庁は、現在、NISA口座開設時に必要である住民票の写し等の提出を不要とし、重複がないかを確認する手段としてはマイナンバーを用いるようにすることを要望している。

また、税務当局におけるNISA口座開設手続きの迅速化に向けた所要の措置を講じることを要望している。

現在、NISA口座の開設時には、原則として基準日³時点の「住民票の写し」が必要であり、基準日以後に他の自治体に転居した場合は、基準日時点で居住していた自治体が発行した「住民票の除票の写し」が必要となる⁴。

³ 2014年～2017年分の勘定設定期間に口座開設をする際には、2013年1月1日が基準日となる。

⁴ 基準日に国外に居住していた場合は、基準日以後最初に国内に住所を有することとなった日が確認できる「住民票の写し」または「住民票の除票の写し」などが必要となる。

そもそも、NISA口座を開設する際に、(現住所が記載されている本人確認書類だけでなく)基準日時点での「住民票の写し」や「住民票の除票の写し」などが必要となるのは、転居を繰り返した場合に複数のNISA口座が開設されてしまうことを防ぐためと考えられる。

マイナンバー法の施行日(平成28年1月1日の予定)以後は、NISA口座開設時には納税者は住民票の写し等とともにマイナンバーの告知も求められることとなっている⁵。

マイナンバー法の施行日以後は、NISA口座開設時に重複申請が行われていないかの税務当局の確認(名寄せ作業)は、マイナンバーをもって行うことができるため、「住民票の写し」や「住民票の除票の写し」などの提出がなくてもよいと考えられ、金融庁が要望するに至っている。

2. 要望が実現した場合、どのように活用されるか

以上の金融庁の税制改正要望が実現した場合、どのような効果があるか、NISAの活用法がどのように変わるのかを考察する。

(1) フローの黒字で年間120万円(月10万円)の投資は可能か?

金融庁は、「毎月の定額投資に適した金額」として、毎月10万円×12ヵ月の定額投資を想定してNISAの年間投資上限額を120万円に引き上げることを要望している。

高齢の世帯においては退職金などにより既に保有しているストック(預貯金等)から投資を行うことができるが、現役の世帯・若年層においては投資を行うためのまとまったストックを持っておらず、毎月の収支の黒字により少しずつ金融資産を積み立てていくことが考えられる。

実際に、現役世帯において毎月の収支がどの程度黒字になっているか、各世帯構成・世帯主年齢別の1世帯あたりの月額収入・黒字額等を総務省「家計調査」をもとに算出したものが次のページの図表3である。

図表3の「黒字」とは、可処分所得から消費支出を引いた残額のことであり、金融資産の純増か、金融資産以外の資産純増か、あるいは負債の純減となる(要するに「純資産」の増加分である)。男性単身・女性単身世帯においては、主にクレジットカードの負債が純増しているため、「黒字」よりも金融資産の純増の方が多い。それ以外の世帯においては、主に住宅ローンの負債が純減しているため、「黒字」よりも金融資産の純増の方が少ない。

「黒字」と「金融資産純増」のうちいずれか少ない方の額までは、預貯金等に代えてNISAによる投資を行うことも可能であると考えられ、「投資可能額」とした⁶。

⁵ なお、マイナンバー法の施行日より前にNISA口座を開設した場合、およびNISA口座の開設手続きを行った場合は、「マイナンバー法施行日より3年経過後はじめて上場株式等の譲渡を行うときか配当等を受け入れるとき」または「マイナンバー法施行後、はじめて住所・氏名、取扱の本支店等を変更するとき」のいずれか早いときまでに番号を告知すればよい。

⁶ 「黒字」のうち、負債の純減分は住宅ローン等の返済であるため、投資のために使える資金とは考えにくく、

図表3 世帯構成別の1世帯あたりの収入・黒字額等（月額、単位：万円）

世帯構成	男性 単身	女性 単身	2人以上の世帯						共働き 世帯※1
			30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	
世帯主年齢	34歳以下	34歳以下	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	—
実収入	32.6	27.8	46.0	48.9	54.2	59.6	61.2	57.9	70.1
可処分所得	26.8	23.0	38.4	40.4	44.0	48.0	49.3	46.1	57.2
黒字※2	10.3	6.0	11.7	12.5	14.0	13.3	12.1	11.0	20.9
金融資産純増	10.7	7.4	9.2	9.2	9.0	8.7	8.2	7.7	16.8
投資可能額※3	10.3	6.0	9.2	9.2	9.0	8.7	8.2	7.7	16.8

月額10万円の投資も可能
→引き上げ後の上限まで
投資の可能性

月額10万円の投資は厳しいが、
月額8.3万円超の投資は可能
→投資額の上積みの可能性

月額10万円の投資も可能。
夫婦2人分の口座で合わせて月額
16.8万円の投資も可能
→投資額の上積みの可能性

※1 2人以上世帯のうち夫が勤労者、妻が月収8万円以上の勤労者の世帯

※2 黒字＝金融資産純増＋（金融資産以外の）資産純増＋負債純減

※3 投資可能額（家計調査の集計項目ではない）は、「黒字」と「金融資産純増」のいずれか少ない方の金額

※4 いずれも勤労者世帯の統計である。

（出所）総務省「家計調査」（2013年）をもとに大和総研作成

図表3で「投資可能額」が月10万円を超えているのは、「男性単身・34歳以下」および「共働き世帯」である。これらの世帯では、月10万円の投資も可能と考えられる⁷。

「2人以上の世帯」のうち、世帯主年齢が「30～34歳」、「35～39歳」、「40～44歳」、「45～49歳」の世帯では、「投資可能額」は月10万円には届かないが、現行NISAの年間投資上限額の1ヵ月あたりの金額である約8.3万円を上回っており、NISAの年間投資上限額の引き上げにより投資額の上積みが期待される。

（2）既存のストック（預貯金等）を活用したNISA・ジュニアNISAへの資金拠出

図表3では、現役世代の世帯のうち多くのケースで月10万円かそれに近い水準の投資が可能であることが示された。一方で、「女性単身・34歳以下」の世帯や「2人以上の世帯」のうち世帯主年齢が「50～54歳」、「55～59歳」の世帯では、投資可能額が月8.3万円に満たなかった。

しかし、フローの黒字分が十分になくとも、既存の預貯金等のストックがあれば、それを活用して投資を行うことも可能である。次のページの図表4は、同じく「家計調査」をもとに、世帯主年齢別の1世帯あたりの貯蓄・負債をまとめたものである。

投資のために使える資金は「金融資産純増」の範囲内であろう。また、「金融資産純増」が「黒字」よりも多い場合、クレジットカードの負債等が純増しているが、この分までを投資のために使える資金とは考えにくい。このため、「黒字」か「金融資産純増」かのいずれか少ない額を「投資可能額」とした。むろん、手元の現預金が少ない、数年内に用途が決まっている費用があるなどの個別の事情により、実際にNISAにより投資可能な金額は少なくなりうる。

⁷ 特に、「共働き世帯」においては「投資可能額」が月16.8万円あり、これは現行NISAの年間投資上限額の1ヵ月あたりの金額の夫婦2人分（約8.3万円×2）をも上回る。このため、年間投資上限額の引き上げにより、投資額の上積みが期待される。

図表4をみると、家計の平均像としては20代のうちは貯蓄よりも住宅ローンなどの負債の方が多く、30代で貯蓄と負債がほぼ同程度であることがわかる。

他方、世帯主が「40～49歳」の世帯では、純資産および預貯金が約900万円ある。世帯主が「50～59歳」、「60～69歳」、「70歳以上」の世帯では、預貯金が1,500万円程度、純資産が2,000万円程度ある。これらの世帯では、30代以下の世帯と比べて相対的に既存の預貯金等のストックが多く、これらを活用してNISAで投資を行うことが考えられる。

図表4 世帯主年齢別の1世帯あたりの貯蓄・負債（単位：万円）

世帯構成 世帯主年齢	2人以上世帯のうち勤労者世帯				2人以上の世帯	
	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
貯蓄	614	1,033	1,514	2,185	2,385	2,385
預貯金(普通)	233	267	300	450	456	429
預貯金(定期)	184	327	552	927	1,040	1,107
生命保険など	130	270	436	510	527	400
有価証券	39	83	140	251	327	440
金融機関外	27	85	85	46	35	9
負債	1,016	1,011	588	227	204	93
住宅ローン	967	958	518	189	165	70
住宅ローン以外	49	53	70	38	39	23
純資産(貯蓄－負債)※	-402	22	926	1,958	2,181	2,292

既存のストック(預貯金等)を活用して、NISAでの投資、贈与を行ってのジュニアNISAへの投資が行われる可能性

※ここでの純資産には、住宅や自動車などの実物資産は含まない。
(出所)総務省「家計調査」(2013年)をもとに大和総研作成

既存のストックを活用してNISAで投資することを考えると、世帯主が40代以上の世帯（特に、50代以上の世帯）では、年間投資上限額が120万円（5年累計で600万円）まで引き上げられても、なお、それを超える投資を行う余裕もあることが考えられる。

将来的に子どもや孫の教育費に充てることを考えつつ、より高い利回りが期待できる運用を行いたいと考えている場合、自分（および配偶者）のNISAの投資上限を上回る部分の金額について、子や孫に贈与を行ってジュニアNISAにて投資を行うことも考えられる。

また、子や孫の年齢が20歳以上であっても、子や孫に贈与を行い、子や孫自身が（成人）NISAで投資を行うことも考えられる。なお、平成27年度税制改正要望とは直接関係はないが、平成27年より相続税の課税強化が行われ、相続税対策としての生前贈与のニーズも高まるものと考えられる。相続税対策として、例えば年間数十万円程度の贈与税の基礎控除の範囲内の金額を（20歳以上の）子や孫に贈与し、子や孫自身がNISAで運用することも考えられる。

図表3で見たように、例えば「女性単身・34歳以下」の世帯は自身の収支の黒字分では月10万円の投資は難しいものと考えられる。このような世帯が親や祖父母からいくらかの贈与を受けて月10万円までの投資が行われると、「若年層への投資のすそ野を拡大」が効果的に達成されるものと考えられる。

(3) ロールオーバーへの影響

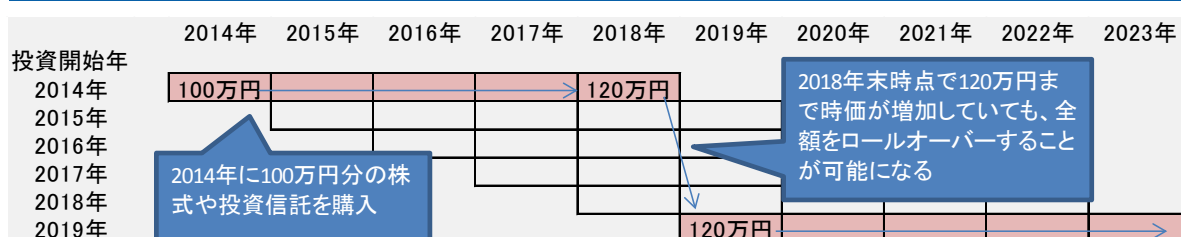
NISAの非課税投資期間は投資を行った年から最長5年であり、5年目の年末時点まで持っている上場株式や投資信託などは、売却するか、特定口座などに払い出すか、もしくは翌年(6年目)の投資分としてロールオーバーを行うかを選択する必要がある。

このうち、ロールオーバーを行う際には、5年目の年末時点での時価で翌年(6年目)の投資分として受け入れ、翌年(6年目)の非課税枠を消費する。このため、現行制度では、2014年にNISAで100万円分投資し2018年末まで持ち続けた場合、2018年末時点で1円でも含み益が生じていると、全額をロールオーバーすることはできなくなる⁸。

だが、2019年の投資分の年間投資限度額が120万円に拡大されているとすると、2014年に100万円分投資した株式や投資信託の時価が2018年末時点で120万円まで増加していても、全額を2019年分の投資分としてロールオーバーすることが可能となる。

2019年時点での年間投資限度額がいくらになっているかは現時点ではわからないが、年間投資限度額が拡大されると、その拡大分がバッファーとして機能することとなり、ロールオーバーが行いやすくなる効果もあるものと言える。

図表5 2019年時点で年間投資限度額が120万円まで拡大されていた場合のロールオーバー



(出所) 大和総研作成

(4) スイッチングへの影響

現行のNISAでは、年間投資限度額は、口座への資金の「拠出額」ではなく上場株式や株式投資の「購入額」でカウントされる。すなわち、NISAで購入した上場株式や投資信託を売却しても非課税枠は復活せず、再購入の際にはまた改めてその年の「購入額」にカウントされること

⁸ 株式は1株単位、投資信託は1口単位でロールオーバーを行うことができる。

になる。同様に、投資信託の分配金再投資が行われる場合もその年の「購入額」にカウントされる。

このため、NISA では頻繁な売買を行うと年間投資限度額をすぐに使い切ってしまうという制度設計になっており、中長期的な投資を促す仕組みとなっている。

だが、そもそも投資資金が年間投資限度額に満たない場合は、年間投資限度額の範囲で複数回の購入・売却を行う投資スタイルも考えられる⁹。NISA の年間投資限度額が拡大されることで、NISA 口座内での売却・再購入がわずかではあるが行いやすくなる面もある。

3. 要望実現後もなお残る課題

NISA は個人投資家の裾野を拡大し、家計の安定的な資産形成の支援と、経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることを目的として創設された制度であるが、現在のところ、NISA の利用者は高齢者や投資経験者が中心となっており、若年層や投資未経験者の利用はあまり進んでいない。

この点については、金融庁は、ジュニア NISA の創設や（成人）NISA の年間投資限度額の引き上げなど、一定の対処を求めているが、これらの要望が実現されてもなお、いくつかの課題が残る。

（1）制度の恒久化

現役世代にとって、資産運用の目的は、子どもの教育資金や住宅取得資金、あるいは老後のための資金などが考えられ、中長期にわたる運用を想定することが一般的であると考えられる。

これに対して、NISA では非課税投資期間は 5 年に限られ、また、制度自体の存続期間（投資可能期間）も 2023 年までの 10 年間に限られている。

このため、例えば 20 年後や 30 年後まで見据えて資産運用を行おうと考えたとき、非課税投資期間が 5 年に限られていたり、10 年後に制度そのものが終了したりすると、NISA での運用方法だけでなく、非課税投資期間の終了後や制度終了後も見据えて運用方法を考える必要が出てくる。

NISA の非課税投資期間と投資可能期間が恒久化されれば、NISA の枠内で長期の運用方法を考えることができ、特に若年層にとって利用しやすくなるものと考えられる。

若年層への投資のすそ野の拡大や家計の安定的な資産形成の支援のためには、非課税投資期間と投資可能期間の恒久化が最も効果的であると考えられる¹⁰。

⁹ 例えば、投資資金が 10 万円の場合は、（値動きがない場合）100 万円の年間投資限度額の範囲で 10 往復の売買ができると解説する雑誌・書籍等もある。

¹⁰ 日本証券業協会等の「平成 27 年度税制改正に関する要望」（平成 26 年 9 月）では、NISA の非課税期間・口座

(2) 損失発生時のフォロー（損益通算、スイッチング）

NISA で損失が生じた場合、他の口座で得た上場株式等の譲渡益や配当などと損益通算することはできない。また、（非課税投資期間の5年経過後に）NISA から他の口座へ上場株式等に移管すると、移管時の時価が取得価額となる。このため、（5年経過時点で）購入時より値下がりした状態でNISA から他の口座に移管すると、その後株価が買値に戻った時点で売却しても、移管時の株価と売却時の株価の差分が譲渡益として課税対象とされてしまう。

このように、NISA では損失発生時にデメリットが生じることがあり、リスクの高い投資を行いにくくなっている面もある。

もっとも、譲渡益を非課税、即ち課税上ないものとみなす以上、譲渡損もないものとみなすことでバランスが取れており、NISA での譲渡損について損益通算を認めるのは相当ハードルが高いと思われる。英国のISAでもISA以外の他の口座の損益との通算はできない仕組みになっている。

譲渡損の通算を認める代わりに、例えば、非課税運用期間を恒久化すれば、5年経過時点で他の口座への移管を行う必要がなくなり、投資対象に損失が出ても損失を解消するまで保有することが可能となる。ただし、このように利益が出るまで塩漬けにしておくのは投資方法としては必ずしも効率的とは言えない。

損失が一定レベルに達した場合には売却をし、別の有望な投資対象に買い替えた方がよい場合も考えられる。しかし、現在のNISAでは、最初の購入で非課税枠を消費するため、売却して再度購入しても、売却分の非課税枠は復活しない。この点をフォローするためには、英国ISAと同様にNISA口座から引き出さなければ売却・再投資を行っても非課税枠を消費しない制度とする必要がある。

もっとも、わが国のNISAにこのような制約が設けられているのは、販売業者が販売手数料獲得のため、短期的な回転売買を推奨することを防止する意味があると考えられる。したがって、英国のISAのように、売却・再投資をしても非課税枠を消費しない制度に改めるためには、NISAにおいて、資産形成のための中長期的な投資を基本とする姿勢が定着する必要があるだろう。

(3) 相続・贈与時のNISAでの引継ぎ

NISAには、相続・贈与により取得した株式を受け入れることはできない。

しかし、これについては、認める意義があるように思われる。具体的な方法としては、相続により取得した上場株式等のNISA口座への受け入れを認め、NISA口座に受け入れた上場株式等の譲渡益に対しては、相続時までの値上がり分を含めて所得税等は非課税とすることが考え

開設期間の恒久化が要望の1番目に掲げられている。

られる。なお、相続税は通常通り課税されるものとする¹¹。

現行税制では相続で株式を取得した際に、被相続人（親等）の取得価額を引き継ぐ。相続で取得した株式を譲渡した際には、相続時に時価をベースとした相続税評価額で相続税が課される上に、譲渡時に時価と被相続人（親等）の取得価額の差額に所得課税が行われる。即ち、被相続人（親等）が保有していた期間に生じた値上がり益部分は相続税と所得税が二重で課税される。上述した相続株式のNISAでの受け入れを認めれば、譲渡益非課税とすることで、二重課税を解消することができる。

相続により取得した上場株式すべてを対象とすることが難しいのであれば、被相続人（親等）がNISAで購入していた上場株式等に限って相続人（子等）のNISA口座で受け入れることを認める、あるいは被相続人（親等）のNISA口座を相続人（子等）が引き継ぐことを認めるといった措置も考えられる。

被相続人（親等）がNISAで保有していた上場株式等の相続時までの値上がり益については、現行制度においても、所得税等は非課税¹²なので、当該措置を講じても税収への影響は小さいと思われる。

親は株式投資をしているが、子に投資経験が無い場合、子は相続時において納税資金確保あるいは現預金で持っておきたいので相続した株式を売却し、それ以降は全く株式投資に関わらないという例がよくあるようである。相続時に相続人のNISA口座に株式を引き継げるようにすれば、相続の際に、それまで証券投資に縁のなかった子が資産形成の一手法として株式投資を行うきっかけとなる可能性がある。贈与について同様の措置を設ければ、高齢者から勤労者層への資産移転を促進する効果も期待できる。

（４）従業員持株会からの移管

NISAでは、他の口座で既に保有する証券をNISAに移管することは認められていない。これは、新規の投資資金の流入を期待しているからである。英国でも、原則として他の口座で保有する証券をISAに移管することはできないが、従業員持株会等で取得した株式については、ISAに移管することを認めている。

わが国でも、例えば、従業員持株会において単元株となったものについて、NISAへの移管を認めることが考えられる。従業員持株会からNISAへの移管時に課税されたとしても、移管後は非課税で運用できるようにすることで、自社株取得を促進し株式市場に資金を呼び込むことも期待できる。

株式会社東京証券取引所「平成24年度従業員持株会状況調査結果の概要について」（平成25

¹¹ 相続により取得した上場株式等をNISAに時価で受け入れ、その際には所得税は課税しない、またはNISAに被相続人の取得価額で受け入れることでこのような取扱いが可能と思われる。

¹² 相続税は通常通り課されることを想定している。

年 10 月 9 日)によると、日本における従業員持株会の加入者は 2013 年 3 月末現在で 224.7 万人、株式の保有総額は 3 兆 7,226 億円(加入者 1 人あたり 165.6 万円)ある。従業員持株会は、個人による資産運用のための制度として重要な役割を担っているとともに、株式投資の経験を積む「入り口」としての役目も果たしているものと考えられる。

従業員持株会で取得した株式を NISA に移管することを可能とすれば、従業員持株会の加入者・拠出金額のさらなる増加とともに「貯蓄から投資へ」の一層の推進に資することが考えられる。もっとも、現在の NISA に受け入れ可能な株式は上場株式に限られているため、この点を見直さなければ、勤務先(の親会社等)が上場会社である従業員しか従業員持株会から NISA への移管ができないということとなる。

英国では、ISA で保有できる株式は原則として上場株式に限られるが、従業員持株会やストックオプションにより取得した株式については未上場株式であっても ISA に受け入れることができる。従業員持株会から NISA への移管を検討する際には、併せて未上場株式の NISA への受け入れについても検討するとよいだろう。

【以上】